

| 評価の視点  | 自己評定  | A | 評 定  | A |
|--|---|---|--|---|
| <p>○ 助成金の支給業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 支給業務に関する評価方法等の検討、策定、これに基づく業績評価を行い、その結果が業務運営の改善に反映されるとともに、ホームページ等で公表されているか。</p> <p>・ 助成金に関するQ &amp; Aのホームページへの掲載、「産業保健21」及び労働衛生関係団体等への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に進められたか。</p> <p>・ 支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムの見直しが行われ、事務処理の短縮が図られたか。</p> <p>・ 助成金業務等に関する会議が開催され、助成金業務の不正受給防止等の指示が行われ、支給業務マニュアルの徹底が図られ、必要に応じて情報収集等が実施されたか。</p>  | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金はアンケート調査結果を検討して、支給業務の短縮、適正かつ効率的な運営を図った。小規模事業場産業保健活動支援促進助成金申請書のプレプリント化の実施により、事務処理の効率化、事業場の利便性の向上が図られた。助成金の効果的・効率的支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務について業績評価を行い、その結果を公表するとともに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務日数を49日から47日と2日間短縮した。また、自発的健康診断受診支援助成金の支給業務日数は中期目標の25日以内を達成した。本部ホームページの助成金制度のアクセス件数は前年度の16,165件が6,900件増の23,065件となった。不正受給の防止に関しては、申請時等に厳正な審査を行うことのほか、対象事業場の実態調査を実施した。(調査の結果、不正受給は無し)助成金の効果把握のアンケートの結果、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業は利用事業場における労使の意識や健康診断受診率の向上が図られるなど、本助成金の効果が認められ、自発的健康診断受診支援助成金の効果も健康上の不安解消に役立っており、高い評価を受けた。</p> <p>以上のことから自己評定を「A」とした。</p> |   | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ おおむね目標を達成している。但し、助成金事業の必要性については十分な精査をされたい。</p> <p>・ ほぼ計画通りと判断する。</p> <p>・ 支給までの期間の短縮が図られた。</p> <p>・ 助成金制度のホームページのアクセス件数が前年度から6,900件増の23,065件となった。</p> <p>・ 自己評定通りである。</p> |   |
| <p>・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業績評価委員会産業保健部会において、助成金の支給業務に関する改善措置に対する評価を受けている。</p> <p>・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、支給申請様式のプレプリント化を平成18年度に実施した。</p> <p>・ 業績評価委員会産業保健部会の評価結果はホームページ等で公表した。</p> <p>・ 助成金に関するQ &amp; Aのホームページの掲載、情報誌「産業保健21」及び関係団体の発行する機関誌等5誌(産業医学ジャーナル、働く安全と健康、季刊労働衛生管理、月刊ろうさい、労働安全衛生広報)に助成金に関する記事を掲載し、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行った。また、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会が行う研修(全国58ヶ所)時に両団体の本部を通じてパンフレット等を配布するとともに、各産保センターが講師派遣を行った際に両団体の会員事業主に助成金制度の周知を行った。</p> <p>・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給申請様式のプレプリント化を実施したことで、記載ミス減少により事務処理が短縮された。</p> <p>・ 不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示するとともに、実態調査を行った。(17事業場の実態調査を行った結果、不正受給はなかった。)</p> |   |   |  |   |

| 中期目標  | 中期計画  | 平成18年度計画  | 平成18年度の業務の実績   |
|---|---|---|--|
| <p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化<br/>           審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 43.7日）</p> <p>(2) 立替払金の求償<br/>           代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p> | <p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化<br/>           審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&amp;A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。</p> <p>(2) 立替払金の求償<br/>           立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p> | <p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化<br/>           平成17年度に引き続き、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に、平均で30日以内を堅持するため、次の措置を講ずる。</p> <p>① 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修に活用する。</p> <p>② 原則週1回の立替払いを継続する。</p> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けのパンフレットの配付先をさらに増やすとともに、制度や手続きを紹介するホームページの内容を更新し、情報提供の充実を図る。</p> <p>(2) 立替払金の求償<br/>           賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>① 事業主等への求償等周知<br/>           事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホームページ、パンフレット等により、さらなる周知徹底を図る。</p> <p>② 清算型における確実な債権保全<br/>           破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。</p> | <p>6 未払賃金の立替払業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料14-01</span></p> <p>(1) 立替払の迅速化<br/>           審査の適正化・効率化を進め、平成17年度に引き続き、不備事案を除いて、請求書の受付日から支払日までの期間「平均30日以内」を堅持するため、次の措置を講じた。<br/>           これらの取組により、平成18年度の支払期間は、平成17年度より1.0日短縮されて28.6日となり、2年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。</p> <p>① 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修及び疑義事案検討会（計6回開催）で活用した。</p> <p>② 原則週1回の立替払を堅持し、年間50回の支払を実施した。</p> <p>③ パンフレットについては、従前の配布先（各労働基監督署、各地方裁判所、日本弁護士会連合会）に加え、新たに全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会に配布することとした。<br/>           また、ホームページについては、立替払請求書のダウンロード機能の追加等4回の更新を行った。<br/>           ホームページアクセス件数<br/>           平成18年度23,690件（対前年度比34.2%増）<br/>           （平成17年度17,650件）<br/>           （平成16年度12,604件）</p> <p>④ 大型倒産事案について、破産管財人等に対して、証明書等作成前の事前指導を実施した。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>① 事業主等への求償等周知<br/>           事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等により一層の周知徹底を図った。<br/>           （パンフレットの配布先の増、ホームページの更新…(1)の③）</p> <p>② 清算型における確実な債権保全<br/>           破産事案では、管財人に対する賃金債権代位取得の事前通知を徹底し、債権届出を要する案件の全件（2,153件）について届出を行って、裁判手続に迅速に参加した。<br/>           なお、平成18年度に配当のあった事業所数は1,051件であり、18年度末に破産手続参加中の事業所数は2,237件となっている。<br/>           また、インターネットによる官報検索を行い、清算・配当情報を収集して、確実な債権管理を行った。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成18年度計画   | 平成18年度の業務の実績   |
|------|------|--|--|
|      |      | ③ 再建型における弁済の履行督促<br>再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認書又は弁済計画書の提出督促及び弁済督促を行う。 | ③ 再建型における弁済の履行督促<br>再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている71事業所の全件について、計414回の提出督促を行った。その結果、56事業所から提出がなされた。<br>また、再建型の事案で弁済不履行となっている81事業所の全件について、計381回の弁済督促を行った。その結果、64事業所から弁済がなされた。 |

| 評価の視点  | 自己評定   | A | 評 定   | A |
|--|--|---|---|---|
| <p>○ 未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 中期目標期間中に平均30日以内とする目標が達成可能な程度に推移しているか。</p> <p>・ 審査業務マニュアル化の徹底等事務処理方法の改善が行われたか。</p> <p>・ 原則週1回の支払は実施されているか。</p> <p>・ 破産管財人等向けの分かりやすいパンフレット及び制度や手続きを紹介するホームページが作成され、情報提供の充実が図られたか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 未払賃金立替払の迅速化については、審査マニュアル及び疑義事例集を活用した新任職員研修や疑義事案検討会の開催(6回)による審査業務標準化の徹底、原則週1回払・年間50回払の堅持、パンフレット配布先の拡大やホームページの更新による情報提供の充実、大型事案における破産管財人等に対する事前指導の実施に取り組んだ。これらの取組の結果、請求書の受付日から支払日までの期間は、前年度より1.0日短縮されて28.6日となり、2年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。</p> <p>立替払金の求償については、パンフレットやホームページにより事業主等へ一層の周知徹底を図るとともに、破産事案では債権届出を要する案件2,153件の全件について届出を行い、裁判手続に迅速に参加した。また、再建型である民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている71事業所の全件について414回の提出督促を行った結果、56事業所から提出がなされ、弁済不履行となっている81事業所の全件について計381回の弁済督促を行った結果、64事業所から弁済がなされた。</p> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p> |   | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ ほぼ目標を達成していると評価する。。</p> <p>・ 疑義事例等や審査マニュアルを活用し新任職員研修や疑義事案検討会を開催し、審査業務標準化を徹底した。</p> <p>・ 請求書の受付から支払いまでの期間が前年度より1.0日短縮された。</p> <p>・ 立替払金の求償につき、破産事案では債権届出を要する全案件について届出を行った。また、民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書が未提出だった71事業所中56事業所から提出がなされ、弁済不履行だった81事業所中64事業所から弁済がなされ、これらの結果に大きく貢献した。</p> <p>・ タイムリー、スピーディーに進めて欲しい。</p> |   |
|  | (注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応   |   |   |   |
|  | <p>・ 審査業務標準化の徹底、週1回払の堅持等の取組により、平成18年度の支払期間は前年度より1.0日短縮されて28.6日となり、2年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。</p> <p>・ 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修及び疑義事案検討会(計6回開催)で活用する等審査業務の標準化の徹底を図った。<br/>また、大型倒産事案については、破産管財人等に対して、証明書等作成前の事前指導を実施した。</p> <p>・ 原則週1回払を堅持し、平成17年度と同様、年間50回の支払を行った。</p> <p>・ 破産管財人等向けのパンフレットについては、従前の配布先(各労働基準監督署、各地方裁判所、日本弁護士連合会)に加え、新たに全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会に配布することとした。また、ホームページについては、立替払請求書のダウンロード機能の追加等4回の更新を行った。なお、ホームページのアク</p>  |   |   |   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主に対する求償等について、ホームページ、パンフレット等により周知が図られたか。</li> <li>・ 裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。</li> <li>・ 再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促は実施されているか。</li> <li>・ 弁済計画による弁済が不履行の場合、履行督促はされているか。</li> </ul> <p>【17 ‘評価】</p> <p>今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務のより一層の効率化に向けて努力することを期待する。</p> | <p>セス件数は、18年度23,690件と、前年度(17,650件)に比べて34.2%増となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレットの改定やホームページの更新に当たって、立替払制度の趣旨や機構の求償権の行使に関しても内容の充実を行い、事業主等に対する一層の周知徹底を図った。</li> <li>・ 平成18年度の破産事案のうち債権届出を要する案件の全件(2,153件)について届出を行い、裁判手続に迅速に参加した。<br/>また、インターネットの官報検索システムにより、清算・配当情報の収集に努めた。</li> <li>・ 再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている71事業所の全件について、計414回の提出督促を行った結果、56事業所から提出がなされた。</li> <li>・ 再建型の事案で、弁済計画に基づく弁済が指定の期日に行われていない81事業所の全件について、計381回の弁済督促を行った結果、64事業所から弁済がなされた。</li> </ul> <p>□ 未払賃金の立替払については、新任職員への研修の実施、疑義事案検討会の開催等による審査業務の標準化の徹底や、原則週1回払の堅持に努めるとともに、制度周知のためのパンフレット等の内容の充実、配布先の拡大等の取組を進め、支払日数の一層の短縮に努めていく。また、立替払金の求償については、事業主等に対しパンフレットやホームページを通じて機構の求償権行使について周知を図るとともに、清算型における確実な債権保全や再建型における弁済督促に努めていく。</p> |  |
|---|--|--|

| 中期目標  | 中期計画  | 平成18年度計画  | 平成18年度の業務の実績  |
|---|---|---|---|
| <p>7 リハビリテーション施設の運営業務<br/>                     リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成10～14年度実績 21.0%）</p> | <p>7 リハビリテーション施設の運営業務<br/>                     （1）各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p> <p>（2）国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p> | <p>7 リハビリテーション施設の運営業務<br/>                     （1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p> <p>（2）都道府県労働局や障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援するとともに、社会福祉関係機関と連携し自宅等への社会復帰を支援する。</p> <p>（3）作業所の効率的活用の観点から早期の再編を目指し、必要な準備を進める。</p> | <p>7 リハビリテーション施設の運営業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料15-01</span><br/>                     （1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的（3箇月に1回）にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起した。その結果、社会復帰率は、平成17年度実績より2.3ポイント高い26.0%となった。</p> <p>（2）都道府県労働局（ハローワーク）と連携し、入所者に対する就職情報の提供（188件）、障害者合同就職面接会への参加奨励（7名参加）等を行ったほか、地域障害者職業センターから作業指導・助言を受ける（47件）等、早期就職への支援に努めた。また、社会福祉関係機関と連携し、自宅等への社会復帰を支援（16名）した。</p> <p>（3）平成18年6月に北海道、広島両作業所の平成19年度中の廃止を決定し、円滑な廃止に向けた取組を進めている。また、存続する作業所については、作業内容の見直し、社会復帰の促進等の運営改善を強力に進めている。</p> |

| 評価の視点   | 自己評定   | A | 評 定   | A |
|---|--|---|---|---|
| <p>○ リハビリテーション施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 社会復帰プログラムを作成し、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施しているか。</p> <p>・ 社会復帰率は、24.7%以上達成することができたか。</p> | <p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 入所者ごとの社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施、入所者に対する就職情報の提供等の支援を行うことにより、平成18年度の実績率は平成17年度実績より2.3ポイント高い26.0%となり、中期目標に示された25%以上を上回った。</p> <p>また、作業所の抜本の見直しが必要であるとの外部評価機関からの指摘を受け、「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」を設置して検討をいただき、その提言を踏まえて、平成18年6月に、北海道、広島両作業所の平成19年度中の廃止を決定し、在所者のニーズ、希望に沿った退所先の確保等円滑な廃止に向けた取組を進めている。</p> <p>また、存続する作業所については、在所者の社会復帰に資する作業内容の見直し、近隣の雇用・福祉関係機関や施設との連携強化による社会復帰の促進等の運営改善を強力に進めている。</p> <p>以上のことから自己評定を「A」とした。</p> <p>（注）□は厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成17年度評価結果への対応</p> <p>・ 入所者ごとに障害特性や希望に応じた社会復帰プログラムを作成し、定期的（3箇月に1回）にカウンセリングを実施した。</p> <p>・ 入所者に対する社会復帰支援等に努めた結果、平成18年度の実績率は平成17</p> |   | <p>（理由及び特記事項）</p> <p>・ おおむね計画どおり進んでいる。ただし、他の公的リハビリテーションとの棲み分け、連携のあり方については精査されたい。</p> <p>・ ほぼ計画通りと判断する。</p> <p>・ 個別の入所者に着目した社会復帰プログラム作成等、きめの細かいサービスを実施した。</p> <p>・ 定期的カウンセリングの実施により入所者が意欲的に社会復帰に取り組むことをサポートした。</p> |   |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>・ 就職情報の提供など入所者の就職に対する支援は適切に行われているか。</p> <p>【17 ‘評価】<br/>     今後も、障害者自立支援法の動向も踏まえつつ、対象者の職業・社会的リハビリテーションに取り組むことを期待する。</p> <p>【17 ‘2次評価】<br/>     せき髄損傷者などの自立更生を援助するため設置されている労災リハビリテーション作業所（8か所）については、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、引き続き、在所者の長期滞留化が進んでいる現状や入所率の低下等の運営実績も踏まえた段階的再編等を含むそのあり方の検討に資する評価を行うべき。</p> | <p>年度実績より2.3ポイント高い26.0%となり、中期目標に示された25%以上を上回った。</p> <p>・ ハローワーク、地域障害者職業センター等関係機関と積極的に連携し、求人情報の提供（188件）、障害者合同就職面接会への参加（7名）、地域障害者職業センターの専門カウンセラーによる作業指導・助言を受ける（47件）等の支援を行った。</p> <p>□ 労災リハビリテーション作業所のあり方については、機構に設置した「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」において検討を進め、その報告書を踏まえ2作業所（北海道及び広島）の平成19年度中の廃止を決定したところである。今後は、廃止作業所における在所者の円滑な退所先の確保等を図るとともに、存続する6作業所については、作業内容の改善、社会復帰の促進等、作業所の運営改善を強力に推し進めていくこととしており、その運営改善状況等を見極めながら、引き続き作業所のあり方について検討を進めていくこととしている。</p> |  |
|---|---|--|

| 中期目標   | 中期計画  | 平成18年度計画   | 平成18年度の業務の実績   |          |
|--|---|--|--|----------|
| <p>8 納骨堂の運営業務<br/>産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>   | <p>8 納骨堂の運営業務<br/>毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。<br/>また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>   | <p>8 納骨堂の運営業務<br/>産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談及び植栽による環境美化を行う。<br/>また、産業殉職者合祀慰霊式当日の参列者のほか、日常時における参拝者に対する満足度調査について年間を通して実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> | <p>8 納骨堂の運営業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料16-01</span><br/>                     (1) 平成18年10月17日に産業殉職者合祀慰霊式を開催した。また、納骨等に関する相談に応じるとともに、植栽等による環境美化に努めた。<br/>                     (2) 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して満足度調査を実施し、慰霊式の参列者の93.3%、日々の参拝者の91.4%、平均で92.9%の遺族等から、慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得た。<br/>                     (3) 平成16年度の満足度調査の結果に基づき平成17年度に改善を行った事項に関しては、開催時期については昨年を5.0ポイント上回る88.3%から、開催時間については昨年を6.4ポイント上回る86.6%の遺族から満足であるとの評価を得ており、引き続き満足度は大幅に向上している。</p> |          |
| <p>評価の視点</p>   | <p>自己評定</p>   | <p>A</p>   | <p>評 定</p>   | <p>B</p> |
| <p>○ 納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が80%以上得られたか。</p> <p>・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 平成18年10月17日に産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、納骨等に関する相談に応じるとともに、植栽等による環境美化に努めた。<br/>この結果、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、慰霊式の参列者の93.3%、日々の参拝者の91.4%、平均で92.9%の遺族等から、慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得ており、中期目標に示された80%以上を大幅に上回る結果となった。また、不満足との評価は僅少であった。<br/>なお、満足度調査の結果に基づき改善を行った合祀慰霊式の開催時期及び開催時間に関しては、満足度が大幅に向上した。</p> <p style="text-align: center;">以上のことから自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 産業殉職者合祀慰霊式の開催、納骨等に関する丁寧な相談、植栽等による環境美化を行い、この結果、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、慰霊式の参列者の93.3%、日々の参拝者の91.4%、平均で92.9%の遺族等から慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得ており、中期目標に示された80%以上を大幅に上回る結果となった。また、不満足との評価は僅少であった。<br/>なお、日々の参拝者に対する満足度調査は、「アンケート調査の対象者は、合祀慰霊式の参列者だけでなく、母集団を正確に反映したものとする必要がある」旨の平成16年度評価委員会における指摘を踏まえ、平成17年12月から実施しているものである。</p> <p>・ 満足度調査の結果を踏まえて平成17年度に改善を行った合祀慰霊式の開催時期及び開催時間については、開催時期については昨年を5.0ポイント上回る88.3%から、開催時間については昨年を6.4ポイント上回る86.6%の遺族から満足であるとの評価を得ている。</p> |  | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画を順調に達成している。<br/>                     ・ ほぼ計画通りと判断する。<br/>                     ・ 納骨堂の納骨等に関する相談に応じるとともに、環境美化に努めた。<br/>                     ・ 参拝者等の満足度調査で高い評価を得た。</p>   |          |

| 中期目標   | 中期計画   | 平成18年度計画  | 平成18年度の業務の実績   |
|--|--|---|--|
| <p>第4 財務内容の改善に関する事項<br/>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償（損益均衡）を目指すこと。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により損益を改善する。<br/>なお、こうした経営改善の努力にもかかわらず、平成18年度に予定されている診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、近い将来、収支相償（損益均衡）が確実に展望できるような経営基盤を実現するよう、取組を計画的に推進する。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料17-01</span></p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては、中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、平成18年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成18年度機構運営方針（労災病院編）」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取り組みを行った。<br/>特に、平成18年4月に行われた△3.16%の診療報酬マイナス改定は過去最大の下げ幅であり、この影響は対前年度比の収入減として△78億円が見込まれた。このマイナス改定を最小限に止めるため、医療の質の向上及び効率化を目指して以下の取り組み等を行った結果、△32億円の収入減に下げ止めることができた。<br/>一方、費用の面においては、給与費、材料費等の削減を中心に△63億円の削減を図ることができた。<br/>この結果、平成18年度は当期損失を△42億円まで圧縮し、平成17年度の損失額△73億円から31億円の改善、平成15年度からは3年間で149億円と相当の改善を達成した。</p> <p>① 労災病院に対する経営指導・支援<br/>ア 本部の「経営改善推進会議」において、昨年に引き続き労災病院の改善に向けて診療報酬マイナス改定への対応、新たな施設基準の取得、高点数の施設基準取得や経費縮減方を検討し実施した。<br/>イ 「本部・病院間協議（病院協議）」において決定した個々の病院の運営計画と上半期の結果を照らし合わせ、診療報酬改定の影響額、収支及び患者数等を分析し、それに基づき下半期の「経営目標見直し後計画」とその目標達成に向けた行動計画を策定させるとともに、逐次ヒアリングを実施しフォローアップに努めた。<br/>ウ 平成18年度計画の達成が危惧される病院に対して、実地指導を行い、本部主導による「経営改善報告書」を提出させ協議を実施した。</p> <p>② 収入確保及び支出削減対策の具体的な取組<br/>ア 診療収入の確保<br/>医療の質の向上及び効率化を図りつつ、診療報酬マイナス改定の影響額を最小限に止めるため、全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導を行い、新たな施設基準及び上位基準の早期取得、地域医療支援病院の取得、DPCの導入等を図り診療単価をアップさせ、診療収入の確保に努めた。<br/>(ア) 医療の質の向上により収入増となった主な項目<br/>a 医療連携強化・上位基準の取得等によるもの<br/>DPCの導入（+63億円）、7対1・10対1等入院基本料の取得（+18億円）、地域医療支援病院の取得（+1億円）、室料差額収入等の増（+19億円）<br/>b 高度・専門的な医療の推進によるもの</p> |



| 中期目標   | 中期計画   | 平成18年度計画   | 平成18年度の業務の実績  |
|--|--|--|---|
| <p>(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること。</p> <p>(</p> | <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に実行する。</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）<br/>別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画<br/>別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画<br/>別紙3のとおり</p> | <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への年度別償還計画を確実に実行する。</p> <p>また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額626百万円を回収する。</p> <p>2 予算<br/>別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画<br/>別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画<br/>別紙3のとおり</p> | <p>高度な手術の増加（+60億円）、外来化学療法等の増加（+28億円）</p> <p>(イ) 医療の効率化により収入減となった項目等<br/>平均在院日数の短縮による入院患者数の減（△89億円）、病診連携の推進等による外来患者数の減（△54億円）、その他、診療報酬マイナス改定の影響として△78億円が加わる。</p> <p>イ 給与費の削減<br/>事務職等の削減及び12月期賞与（期末手当）0.1月分カット・管理職加算割合2%カット（△17億円）を行ったが、医療の質や安全の確保に不可欠な医師・看護師の増を図るための人件費の増が避けられなかったため2億円減に止まった。</p> <p>ウ 材料費の削減<br/>高度な手術及び外来化学療法等の増により材料費の増加が見込まれる中で、後発医薬品への移行による薬品費の減及び契約努力等による縮減。（△3.5億円）<br/>また、医療材料については新たに2病院がSPD一括供給方式を導入し、現在20病院で稼働。こうしたスケールメリットを活かして手術用縫合糸の共同購入の実施による縮減。（△2.9億円）</p> <p>エ 経費<br/>・医師、看護師の過重労働軽減を図るため、嘱託医師増による謝金の増、看護周辺業務の委託化による増が見込まれる中で、保守内容の見直し等による雑役務費等の減（△1.6億円）を図ることにより経費増加を抑えた。<br/>以上の取組に加え、全般的な経費の見直しを行い、特に次の取組により経費の縮減を図った。<br/>・CT・MRI等の高度放射線医療機器については、本部主導による共同購入の実施による縮減（△5.6億円）<br/>・設備管理業務の人員削減など業務内容見直しによる業務委託費の縮減（△1.1億円）<br/>・井戸水浄化システム、節水バルブの設置等による光熱水費の縮減（△77百万円）</p> <p>オ 承継償却済資産の再償却期間満了に伴う減価償却費の減<br/>独立行政法人移行時の経理処理として、耐用年数終了後の医療機器等については、16・17年度の2か年で再償却を実施したことにより一時的に減価償却費が増加したものの、再償却終了後の18年度は減価償却費が△57億円減額した。</p> <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、財政投融資への償還を計画どおりに実行した。</p> <p>また、正常債権の回収金は、一部の債権について全額繰上償還等が発生したことにより、目標額を上回った。</p> |

| 評価の視点   | 自己評定   | A |  | 評 定   | A |  |
|---|--|---|--|---|---|--|
| <p>・ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）については、中期計画に基づく予算が作成され、当該予算の範囲内で予算が執行されているか。</p> <p>・ 労災病院については、中期目標期間中に計画的に経営改善を図り収支相償（損益均衡）を目指すため、損益改善目標を策定し、その目標を実現するために適切な措置を講じたか。また、その結果、損益が改善したか。</p> <p>・ 労働安全衛生融資については、計画どおりに財政投融資への償還が行われているか。</p> <p>・ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）に係る予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>・ 運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。</p> <p>・ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</p> <p>【17 ‘評価】<br/>平成18年度以降は、診療報酬のマイナス改定がある等厳しい経営環境の中、改定等による影響額などを詳細に把握・分析しつつ、中期目標達成に向けてさらなる改善の工夫を行うことが必要である。</p> <p>【17 ‘評価】<br/>依然として当該年度の当期損失は73億円であり、診療報酬マイナス改定の厳しい環境の中、労災病院全体としての収支相償を目指し、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつ、次年度以降もさらなる収支の改善に取り組むことを期待する。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 労災病院について、平成18年4月に行われた△3.16%の診療報酬マイナス改定の影響を最小限に止めるため、医療の質の向上及び効率化を目指して、診療収入の確保、給与費の削減、材料費及び経費の削減等の経営努力を行った結果、平成17年度当期損益は△73億円から前年度比31億円の損益改善を達成し、当期損益を△42億円まで圧縮した。</p> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成17年度評価結果への対応</p> <p>・ 年度計画に基づき、予算の範囲内で業務運営を実施した。</p> <p>・ 労災病院について、平成18年4月に行われた△3.16%の診療報酬マイナス改定の影響を最小限に止めるため、医療の質の向上及び効率化を目指して、診療収入の確保、給与費の削減、材料費及び経費の削減等の経営努力を行った結果、平成17年度当期損益は△73億円から前年度比31億円の損益改善を達成し、当期損益を△42億円まで圧縮した。また、平成15年度の当期損益△191億円から比較すれば、3年間で149億円もの大幅な改善を達成した。(中期目標に対する達成率78.0%)</p> <p>・ 労働安全衛生融資については、年度計画に基づき、財政投融資への償還を実行した。</p> <p>・ 予算と実績の差異については、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費縮減に努めたことなどその発生理由は合理的なものである。</p> <p>・ 費用進行化基準にしたがって適正に執行している。</p> <p>・ 一般管理費及び事業費において、効率化を図り経費縮減に努めたことなどにより、10.3億円が収益化されず残ったものである。</p> <p>□ 労災病院が、今後も医療水準を維持発展させ、高度・専門的医療を提供するためには、経営基盤の確立が必須である。平成18年度の診療報酬の大幅なマイナス改定という医療を取り巻く厳しい情勢の下、効率的かつ質の高い医療を提供する体制の確立が必要である。</p> <p>そのためには、医療の急性期化が一段と進む中、平均在院日数短縮に伴う病床稼働率の低下に対し、病診連携等の強化により新入院患者の確保に努めるとともに、診療報酬改定に則した新たな施設基準の取得等により診療単価のアップを図り対応していく。</p> <p>また、引き続き業務委託化の推進等による人件費の抑制、薬品の同種同効品の整理、後発医薬品の採用、医療材料のSPD一括供給方式導入病院及び対象品目の拡充による</p> |   |  | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 医療収入状況の厳しい中、ほぼ予定通りに目標を達成しているのは高く評価する。</p> <p>・ 努力面が見られる。</p> <p>・ 診療報酬マイナス改定や医師確保の困難さ等、厳しい状況の中で経費削減に努めた。</p> <p>・ 労働安全衛生融資につき、貸付債権の適切な管理・回収を行い、財政投融資への償還を計画通り実施した。</p> <p>・ 労働者健康福祉機構が、独法に移行する過程で、繰越欠損金を穴埋めするため政府出資金を使って相殺し、減資をした。本来なすべきことを、相殺という手段を使ったことは、許しがたい。即ち、6,100億円を、国民の税金を無駄にしたということである。従って、「当期利益は△73億円から前年から前年度比31億円の損益改善を達成し、△42億円に圧縮した」という事案は、このような裏事情があるということ、当機構は全く目をつむっているということである。</p> |   |  |

医療諸費の縮減等更なる支出節減に取り組んでいく。

一方、本部においては、医療機器の共同購入等更なる経費削減の方策とともに、各経営改善病院に対しては、経営改善計画のために重点的に継続的なフォローアップと指導を実施していく。

さらに、対前年度に比べ収支状況の悪化している病院に対しては、役員又は本部職員が病院へ出向いて経営改善についての個別指導を行うとともに、事務局長を本部に呼んで協議を行っていくこととしている。

これら諸々の取組により、平成20年度までの経営目標達成に努めることとしている。

| 中期目標  | 中期計画   | 平成18年度計画   | 平成18年度の業務の実績  |   |
|-------|--|--|---|---|
|       | <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額<br/>4,184百万円（運営費交付金年間支出の3/12月を計上）</p> <p>2 想定される理由<br/>運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途<br/>本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p> | <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,025百万円</p> <p>2 想定される理由<br/>運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途<br/>労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p> | <p>第4 短期借入金の限度額<br/>短期借入金の実績なし。</p> <hr/> <p>第5 重要な財産の譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手労災病院については、平成19年2月27日に土地の無償譲渡契約及び土地建物の売買契約を平成19年3月22日に器具備品の売買契約をそれぞれ契約した。</li> <li>西有田委託病棟については、平成19年3月28日に建物の売買契約を締結した。</li> <li>東京都世田谷区南烏山地区所在財産については、平成19年3月20日に土地の売買契約を締結した。</li> </ul> <hr/> <p>第6 剰余金の使途<br/>剰余金はなし。</p> |   |
| 評価の視点 | 自己評価   | B  | 評 定   | B |
|       | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>○岩手労災病院等について、適正に建物等資産の譲渡手続きを実施したことから、自己評価を「B」とした。</p>   |  | <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>順調に進めていることは評価する。</li> <li>岩手労災病院等の資産譲渡手続きを適正に実施した。</li> </ul>  |   |

| 中期目標                        | 中期計画  | 平成18年度計画  | 平成18年度の業務の実績   |
|-----------------------------|---|---|--|
| <p>第5 その他業務運営に関する重要事項なし</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数</p> <p>① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤）</p> <p>② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画<br/>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。（期首：800人 期末：720人）</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画<br/>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名<br/>関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額（注2）<br/>総額 56,098百万円<br/>（注1）当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。<br/>（注2）「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 環境の変化等に応じた弾力的な組織運営を進める観点から、労災病院を中心とした施設間の人事交流を推進するための制度を構築するとともに、当該制度の積極的活用と今後の定着化を図るため職員へのPRや動機付けに取り組む。</p> <p>② 優秀な人材を幅広く確保するための新たな取組みとして、本部と施設の協同により地域毎に学校訪問や採用説明会等を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る計画<br/>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき△6人を削減し、780人以内とする。</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画<br/>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名<br/>関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額<br/>総額 11,288百万円</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料19-01</span></p> <p>(1) 人事に関する取り組み</p> <p>① 柔軟な人事交流を推進するため、労災病院間派遣交流制度及び転任推進制度を創設。制度導入初年度の適用者を選出し従前対象となっていなかった管理職以外の看護職や医療職を中心に人事異動を行った。</p> <p>（参考）平成18年度適用者数<br/>交流派遣制度適用者数 30人<br/>転任推進制度適用者数 18人<br/>また、両制度の更なる積極的な活用を促す文書を本部より各施設長あて発出するとともに、両制度の適用となった者の感想文、体験談を社内誌「ろうさいフォーラム」に掲載し、職員への啓発に努めた。</p> <p>② 社会的現象となった看護師不足への対応も含め優秀な人材を確保するため、看護系大学を訪問し募集活動を行うとともに、初の試みとして看護職採用説明会を開催。</p> <p>（参考）平成18年度実績<br/>訪問看護系大学数 30校<br/>採用説明会の開催 8都市9会場</p> <p>(2) 人員について<br/>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成18年度期首職員数（780人）の範囲内で配置した。</p> <p>（参考）<br/>平成16年度期首 800人<br/>平成17年度期首 786人<br/>平成18年度期首 780人<br/>平成19年度期首 745人</p> <p>2 施設・整備に関する計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料19-02</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料19-03</span></p> <p>(1) 労災病院に係る計画<br/>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。</p> <p>① 病院名<br/>関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 実績見込額<br/>総額 11,284百万円</p> |

| 中期目標 | 中期計画  | 平成18年度計画   | 平成18年度の業務の実績  |
|------|---|--|---|
|      | <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画<br/>           労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>① 予定額(注3)<br/>           総額 2,467百万円<br/>           (注3) 「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p> | <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画<br/>           労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。<br/>           予定額 689百万円</p> <p>(3) 吹付けアスベスト等に係る対策<br/>           平成17年度に実施した施設における吹付けアスベスト状況調査の結果に基づき、引き続きアスベスト対策工事を実施する。</p> <p>(4) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画<br/>           「施設別保全台帳」を基に規模・用途に応じた標準ライフサイクルコストを設定し、各施設の改修投資の平準化を図る。</p> | <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画<br/>           労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により労災看護専門学校の教室及び学生寮等の補修工事、リハビリテーション作業所のトイレ改修工事等の施設整備を行った。<br/>           実績見込額 687百万円</p> <p>(3) 吹付けアスベスト等に係る対策<br/>           平成17年度に実施した施設における吹付けアスベスト状況調査の結果に基づき、アスベスト対策工事を実施した。</p> <p>(4) 各病院の光熱水費等の基礎データを入力した「施設別保全台帳」(CD-ROM版)を作成した。それを基に標準ライフサイクルコストを設定した。</p> <p>(5) 総合的な省エネルギー対策の推進<br/>           施設における光熱水費の削減を図るため、平成17年度旭労災病院にESCO事業を導入し、平成18年度は設備機器を更新するための改修工事を実施した。<br/>           また、「労災病院ESCO事業マニュアル」を作成し、全労災病院に配布した。</p> |

|       |      |   |  |     |   |  |
|-------|------|---|--|-----|---|--|
| 評価の視点 | 自己評定 | A |  | 評 定 | A |  |
|-------|------|---|--|-----|---|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事に関しては、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の配置について中期計画どおり職員を削減した。</li> <li>施設間の人事交流を通じて職員の活性化や能力開発を図るとともに、労災病院グループの中で人材の有効活用を行うことを目的として創設した「労災病院等間派遣交流制度」及び「労災病院等間転任推進制度」の適用者を決定し、従前は対象となっていなかった職員の人事異動を実施して、職員の適正配置と活性化を図った。<br/>           また、看護師不足対策と優秀な人材の確保を目的に、看護系大学を訪問するとともに初めての試みとして看護職員採用説明会を実施するなど、新たな人材供給ルートを開拓した。さらに、施設及び部門の業務目標の達成を確実にするため、管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」を導入し、運用を開始した。</li> <li>労災病院に係る計画及び労災病院以外の施設に係る計画については、年度計画に沿った業務実績を上げた。</li> <li>吹付けアスベスト等に係る対策については、平成17年度に引き続き対策工事を実施した。</li> <li>建物の機能向上及び長寿命化に係る計画については、「施設別保全台帳」(CD-ROM版)により、施設ごとのライフサイクルコストの設定が可能となり、今後の効率的な施設運営の基礎に資することができた。<br/>           また、各病院の劣化状況や保全情報の迅速な把握が可能となった。</li> <li>総合的な省エネルギー対策の推進については、旭労災病院におけるESCO事業を着実に推進するとともに、労災病院でESCO事業を行う場合の実務書として「労災病院ESCO事業マニュアル」を作成し、全労災病院に配布した。</li> </ul> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の能力とモラルを同時に向上させる取組として新たに「個人別役割確認制度」導入の試みをするなど高く評価する。</li> <li>計画通りと判断する。</li> <li>労災病院等間派遣交流制度及び転任推進制度を創設し、柔軟な人事交流を行った。</li> <li>看護職員採用説明会を実施した。</li> <li>さらに徹底した効率化を期待する。</li> </ul> |
|--|--|--|

(注) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成17年度評価結果への対応

・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」が策定され、これに基づき削減されているか。

・ 施設整備に関する計画が順調に推移しているか。

【17 評価】

今後は、人件費の適正化と能力向上の両立を図りつつ、職員の活性化を図るとともに、施設の保全に向け一層努力することを期待する。

・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成18年度期首職員数780人の範囲内で配置した。

・ 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労災病院に係る施設整備計画並びに労災病院以外の労災看護専門学校、労災リハビリテーション作業所等に係る施設整備計画について、年度計画に沿った業務実績を上げた。

□ 職員の活性化については、引き続き労災病院間における活発な人事交流を推進していく観点から、労災病院等間派遣交流制度及び転任推進制度の積極的な活用を促す文書を本部から施設に対して発出するとともに社内報「ろうさいフォーラム」に両制度の特集を組むなど、より一層の活性化を図るべく、職員に対する周知を徹底していく。

施設の保全については、保全台帳を含む「施設保全情報システム」を整備し、各労災病院に配付した。このシステムを活用することにより、各労災病院に対して①施設保全業務の効率化②計画的な施設保全計画の作成③省エネルギーに向けた取り組みなどライフサイクルコストのマネジメントに対する支援を行っていく。